

一、報告・中央報告 (田所、角田)、全農再建状況並に關西地方報告(渡邊)、新潟縣狀勢(稻村)、靜岡縣同(山崎)、千葉(黒田)、茨城縣(菊地)、埼玉縣(高橋)、岩手、宮城(高橋)、栃木(大庭)、

二、闘争

- (イ)全農再建闘争援助の件
- (ロ)黨と全農との關係の規の件
- (ハ)黨農民闘争方針書の件(別項)

農民運動方針大綱

農村委員會並に黨中央執行委員會決定左か如し。

第一項。黨の農民闘争當面の規定

一、 階級戰略の見地のらする現下の農民運動は、労働階級の指導と結合されたる小作、自小作、自作等庶民なる全農民層の動員と編成にある。従つて農民運動は、税金、借金、小作料、肥料、(其他地租占價格)等の諸闘争的目を包含する廣き規模の政治的、經濟的、闘争である。勿論、これ等の闘争部隊は資本主義下に於てプロレタリアと最も接近し且つ、資本主義の發展と共に、プロレタリアに分化する貧農の優位的勢力を核心として編成されねばならぬ。

二、 農民運動の今日迄の實踐を見るに、貧農の小作料闘争が凡てであった。それは農民闘争の最重要性を持つと雖も未だ部分的闘争と定まらざるを得ない。勿論、それらの農民闘争に於て、例へば税金、借金等の問題を捉えて農民階級の政治的動員が試みられたが、しかし、それは小作料に限られたる組合としての立場から行はれた爲めに大抵、單なるアジ・プロの域を出ず充分なる組織的効果をあげてゐない。

三、 農民階級の政治的動員の任務は、労働者、農民の大众的結合としての黨内農村の戰鬥的要素なる貧農と組合的要素から黨の編成に編成して、黨の立場から、政治的立場から、地民階層に働きかけることによつてのみなし得る。今日迄の無産階級の農村活動はたゞ、農民組合の經濟的闘争の支持、應援と、組合支部をその登記されたる黨支部の名を以つてする、選挙闘争の範圍を出ず、未だ此上の任務の爲めには消かに不十分であると云はざるを得ない。

四、 されば、黨の農村活動の當面の重點は、次の如くである。

- イ 未組織農民大衆獲得のための政治的、經濟的諸闘争の強力的展開。
- ロ 黨と支持農民組合の關係の具體的合理化。組合より闘争上の職分を分化せる黨支部の編成並に支持農民組合の

全力を挙げねばならぬ。

第二項。農村委員會。

農村委員會の任務。

一、 農村委員會の闘争上の任務は、階級闘争の技術的並に組織的指導部たることにある。その闘争を通じて(イ)未組織農民の黨への獲得。(ロ)農民黨員の全農への移轉。(ハ)全農の闘争の援助。(ニ)農村委員會の組織上の任務は、黨と農民組合の交互作用の具體化を通じて、黨と農民組合の闘争職分の分化と協力を達成し、貧農の優位的指導に於ける農民階級の動員と動員組織の育成である。

(B)、農村委員會の組織及構成。

- 一、 農村委員會は黨の特別の闘争部門にして、中央執行委員會選任の委員長及び、委員を以て構成し、常任、中央執行委員會の統制を受く。尙委員には支持團體代表として該團體の設備にかゝる黨員若干名を加ふ。
- 二、 黨農村委員會は地方委員會の活動を統一指導する。
- 三、 地方農村委員會の構成は前項に準ず。地方農村委員會は

地方農村委員會を改選することを得。

(C)、農村委員會の機關。

一、 黨農村委員會は隨時に全國委員會を開き黨の農民運動に關する發案、農村委員會の活動に關する協議を爲す。地方農村委員會の機關もこれに準ず。

二、 黨農村委員會は書記局、調査局を置き常務を執行し、且つ書記を各地方に派遣乃至配置し、地方農村委員會の活動の全國的統一をはかる。

三、 調査局には農村問題研究の爲めに囑託を多くすることを得。

第三項。農村對破闘争の當面の規定。

(A)、闘争目標。

- 一、 借金税金、小作料、獨占價格(肥料電氣料運賃)の闘争を闘争題目とし、政治的、要求獲得の闘争を、こゝに集中し全國的に展開せしめること。
- 二、 農村組合所在地に於ては、小作料減免闘争を農民組合を主體として闘争を展開せしめ然らざる地方に於ては、農村委員會之れを指導し、闘争の過程に於て農民組合を組織し、その指導權を組合に移讓すること。